

# 岐阜県公報

第一千五百号 (火曜日)  
平成二十一年十一月八日

三 次  
告 示

有吉興行の指定

介護扶助及び介護支援給付を担当させる届出介護事業者等の指定

指定介護機関の廃止の届出

指定介護機関の名称等の変更の届出

道路の供用開始

(男女参画青少年課) 七六九<sup>ページ</sup>

(地域福祉国保課) 七六九

(同 ) 七七三

(同 ) 七七四

(道路維持課) 七七五

岐阜県告示第六百五十号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定による次のものを有吉興行として指定した。

平成二十一年十一月八日

岐阜県知事 田 篤

1 指定興行

種類	題名等	配給会社名等
映画	痴漢電車 夢指で尻めぐり 絶倫・名器三段締め 義父相姦 半熟乳むさぼる	オービー映画 新東宝映画 オービー映画

種類	題名等	配給会社名等
映画	痴漢電車 夢指で尻めぐり 絶倫・名器三段締め 義父相姦 半熟乳むさぼる	オービー映画 新東宝映画 オービー映画

2 指定年月日

平成21年12月8日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第六百五十号

生活保護法(昭和二十一年法律第五百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国後の立場の支援に関する法律(平成六年法律第二十号)第十四条第四項においては、のとれた生照保

護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国を促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるも

のとされた生活保護法第五十五条の一の規定により告示する。

平成二十一年十一月八日

岐阜県知事 古 田 筆

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指 定 年 月 日
株 式 会 社 悠	土岐市泉町定林寺七三 六一	短期入所 短期介護 生活介護	ショートステイつくし	土岐市泉町定林寺七三 六一	平成二一・四・一
社会福祉法人下呂福祉会	下呂市萩原町羽根二七 一〇三	短期入所 短期介護予防	特別養護老人ホームかなやまサニーランド	下呂市金山町金山九七 三七	同
社会福祉法人下呂福祉会	下呂市萩原町羽根二七 一〇三	短期入所 短期介護予防	特別養護老人ホームかなやまサニーランド	下呂市金山町金山九七 三七	同
社会福祉法人下呂福祉会	下呂市萩原町羽根二七 一〇三	短期入所 短期介護予防	特別養護老人ホームあさぎりサニーランド	下呂市萩原町羽根二七 一〇三	同
株 式 会 社 プ ラ ス	各務原市蘇原中央町三 一八二	小規模多居型介護予防	あかりの家（川島苑）	各務原市川島松倉町一 四三五	同
医 療 法 人 の ゾ ミ	各務原市蘇原中央町三 一八二	小規模多居型介護予防	あかりの家（川島苑）	各務原市川島松倉町一 四三五	同
社会福祉法人三輪会	岐阜市三輪七七六 二	支居宅介護事業	さくらケアサービスおおの	揖斐郡大野町大字大野 字大野七五三一四一野	同
社会福祉法人三輪会	岐阜市三輪七七六 二	介応認知症通症所対	デイサービスセンターあんき	関市洞戸通元寺一六一	同
社会福祉法人三輪会	岐阜市三輪七七六 二	介応認知症通症所対	デイサービスセンターあんき	関市洞戸通元寺一六一	同

## 岐 阜 縣 公 報



医療法人せせらぎ	本巣市三橋三 八五	居宅介護予防	やま皮膚科	本巣市三橋三 八五	同
有限会社アニメイト彩	土岐市土岐津町高山六八	短期入所 生活介護	ショートステイ幸の杜	土岐市土岐津町高山六八	同
有限会社アニメイト彩	土岐市土岐津町高山六八	介護予防 生活介護	ショートステイ幸の杜	土岐市土岐津町高山六八	同
ピノキオ商事株式会社	岐阜市向加野一一六五	介護予防 管理指導	ピノキオ薬局為真店	郡上市白鳥町為真一二〇番地	同
ピノキオ商事株式会社	岐阜市向加野一一六五	居宅療養 管理指導	ピノキオ薬局為真店	郡上市白鳥町為真一二〇番地	同
今 尾 恒 裕	各務原市那加新加納町二二二六	訪問看護 介護予防	今 尾 医 院	各務原市那加新加納町二二二六	平成二一・五・八
今 尾 恒 裕	各務原市那加新加納町二二二六	訪問看護 介護予防	今 尾 医 院	各務原市那加新加納町二二二六	同
今 尾 恒 裕	各務原市那加新加納町二二二六	居宅療養 管理指導	今 尾 医 院	各務原市那加新加納町二二二六	同
今 尾 恒 裕	各務原市那加新加納町二二二六	介護予防 管理指導	今 尾 医 院	各務原市那加新加納町二二二六	同
岐阜県告示第六百五十一号			岐阜県知事 古 田 肇		
生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の一及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の一の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の一及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の一の規定により告示する。	平成二十一年十一月八日				
下 岐 市 長	下呂市長 下呂市森九六〇	指定居宅介護事業所等の名 称	指定居宅介護事業所等の所在地	廢 止 年 月 日	
下 岐 市 生活期入所	下呂市森九六〇	サービスの種類	下呂市萩原町羽根二七一〇三	平成二一・三・三一	
下 岐 市 生活期入所	下呂市森九六〇	サービスの種類	下呂市金山町金山九七三	同	
下 岐 市 特別養護老人ホーム やまざーaland	下呂市森九六〇	サービスの種類			

下呂市長	下呂市森九六〇	短期介護入所防 生活介護	特別養護老人ホーム やまサニーランド	下呂市金山町金山九七 三七
有限会社アームズ	恵那市東野一四一三	訪問看護	訪問看護ステーション ほ つと	恵那市東野一四一三 三
株式会社ニチイケア岐阜	東京都港区六本木六 一〇一	訪問介護	二チイケアセンター 墨俣	大垣市墨俣町墨俣四五 二一
株式会社ニチイケア岐阜	東京都港区六本木六 一〇一	介護予防	二チイケアセンター 墨俣	大垣市墨俣町墨俣四五 二一
中津川市社会福祉協議会	中津川市かやの木町一 五	訪問介護	二チイケアセンター 墨俣	同
社会福祉法人中津川市社会 福祉協議会	中津川市かやの木町一 五	訪問介護	加子母訪問介護センター	平成二一・四・三〇
各務原市那加新加納町	各務原市那加新加納町 一二二六	訪問看護	加子母訪問介護センター	中津川市加子母三四一 七一
各務原市那加新加納町	各務原市那加新加納町 一二二六	介護予防	中津川市加子母三四一 七一	同
今尾恒裕	今尾恒裕	介護予防	中津川市加子母三四一 七一	同
各務原市那加新加納町	各務原市那加新加納町 一二二六	訪問看護	今尾医院	平成二一・五・七
各務原市那加新加納町	各務原市那加新加納町 一二二六	介護予防	今尾医院	平成二一・五・七
今尾恒裕	今尾恒裕	介護予防	今尾医院	平成二一・五・七
各務原市那加新加納町	各務原市那加新加納町 一二二六	訪問看護	今尾医院	平成二一・五・七
今尾恒裕	今尾恒裕	介護予防	今尾医院	平成二一・五・七
各務原市那加新加納町	各務原市那加新加納町 一二二六	介護予防	今尾医院	平成二一・五・七
岐阜県告示第六百五十三号				
生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第四項において準用す る同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支 援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものと された生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名				
居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主 たる事務所の所在地	サービス の種類	指定居宅介護事業所等の名 称	岐阜県告示第六百五十三号
上三五六一	揖斐郡大野町南方石ノ 上三五六一	訪問介護	訪問介護ステーションまほ ろば	岐阜県告示第六百五十三号
社会福祉法人浩仁会				
新 七九一	新 七九一	訪問介護	訪問介護ステーションまほ ろば	岐阜県告示第六百五十三号
旧 石ノ上三五六一	旧 石ノ上三五六一	訪問介護	訪問介護ステーションまほ ろば	岐阜県告示第六百五十三号
平成二一・四・一	平成二一・四・一	訪問介護	訪問介護ステーションまほ ろば	岐阜県告示第六百五十三号

岐阜県告示第六百五十四号

社会福祉法人浩仁会

揖斐広域連合

新 尚和園居宅介護支援事業所	訪問介護ステーションまほろば	介護予防訪問介護
旧 捨斐川町在宅介護支援センター	新 尚和園居宅介護支援事業所	新 尚和園居宅介護支援事業所
新 捨斐川ティーサービスセンター	旧 捨斐川町在宅介護支援センター	旧 捨斐川町在宅介護支援センター
セントラル 捨斐川町ティーサービスセンター	新 捨斐川ティーサービスセンター	新 捨斐川ティーサービスセンター
通所介護	居宅介護支援	居宅介護支援
一 捨斐郡 捨斐川町上南方	一 捨斐郡 捨斐川町上南方	上 捨斐郡大野町南方石ノ三五六六一

公	同	同	同
七 番地	七 番地	七 番地	七 番地
揖斐郡 揖斐川町 清水七	揖斐郡 揖斐川町 清水七	揖斐郡 揖斐川町 清水七	揖斐郡 大野町 野四
一 三五六	一 三五六	一 三五六	一 三五六
同	同	同	同

県道	類の道種路
洞美 戸濃 線	路線名
まで 同 市同 一〇四三番一地先	区間
から 美濃市前野一〇四四番一地先	
一五八	延長メートル
二・三・八	供用開始の期日
三・平成 九・五	備考
三・平成 九・五	ほ示変決か年更定区月の又区域の考

道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

岐阜県知事 古田 肇

公示

1 調達役務の名称及び数量 人事給与システム運用業務及び機器更新・維持管理業務

2 意見の提出方法等 委託 一式

(1) 提出期限 平成21年12月22日（火）午後5時15分（郵送の場合は必着のこと。）

(2) 提出先 〒500 8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号  
岐阜県総務部総務事務センター給与支給担当

電話 058 272 1111（内線2325）

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成21年12月8日(火)から平成21年12月22日(火)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前8時30分から午後5時15分まで
(2) 交付場所 2の(2)と同じ。
<b>4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の(2)と同じ。</b>
<b>5 Summary</b>
(1) Subject of the materials to be put forward for comment*: Operation, maintenance and replacement of equipment for the personnel affairs and salary system
(2) Date, time and place for the distribution of materials for comment: Every day from 8:30 a.m. to 5:15 p.m. from 8 December 2009 through 22 December 2009 (excluding weekends and national holidays) at the Payroll Management Section, General Affairs Administration and Finance Office, Department of General Affairs, Gifu Prefectural Government (see (4) below).
(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment: 5:15 p.m., 22 December 2009.
(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:15 p.m., 22 December 2009.)
(4) For further information, please contact:
Payroll Management Section, General Affairs Administration and Finance Office, Department of General Affairs, Gifu Prefectural Government
2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570 Tel: 058-272-1111 Ext. 2325
*Bids and tenders may or may not be called for depending on the opinions and comments received.

平成21年12月8日	平成21年12月8日	岐阜県知事 田 勝
<b>特定非営利活動法人の認定申請手続</b>		

い、子ども達の健全育成と地域福祉の増進を図り、わが  
には障がいのある子ども達がすべての子ども達や市民と  
共生するまちづくりを推進し、地域社会全体の利益に寄  
与する」ことを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

**特定非営利活動促進法**（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により**特定非営利活動法人の設立認証の申請**があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十一月八日

岐阜県知事  
古田  
肇

一 申請のあつた年月日 平成二十二年十一月十九日

四	特定非営利活動法人の名稱
三	特定非営利活動法人「アーバン・カルト・シティ
二	代表者の氏名 藤田 さゆり
一	主たる事務所の所在地 岐阜県本巣郡北方町加茂四〇七番地の一
五	定款に記載された目的 この法人は、女性及び子どもに対し、健康及び生の向上に関する事業を行い、健全な地域生活の実現を指すことに寄与することを目的とする。

## 大規模小売店舗の変更の届出に関する件

**大規模小売店舗立地法**（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

流通課及び岐阜振興局において総覽に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年十一月八日

岐阜県知事 古田肇

**大規模小売店舗の変更の届出に関する件**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年十一月八日から四月間岐阜県商工労働部商業通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

届出年月日 平成二十一年十一月二十六日

二 届出者の氏名又は名称 コニー株式会社

三 建物の名称及び所在地 アピタ岐阜店

四 岐阜市加納神明町六丁目一番地 外  
変更しようとする事項 駐車場の自動車の出入口の数及び生

(变更後) 二十四箇所

岐阜市加納桜町六丁目一番地 外  
駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
変更しようとする事項

四

卷之二

### 三 建物の名称及び所在地 アピタ岐阜店

## 二 届出者の氏名又は名称

一届出年月日

一 届出年月日  
平成二十一年十一月二十六日  
二 届出者の氏名又は名称  
ユニー株式会社  
三 建物の名称及び所在地  
アピタ岐阜店

## 四

岐阜市加納神明町六丁目一番地 外

## 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) あづみ株式会社 代表取締役 南本権次郎 外二十三者  
(変更後) あづみ株式会社 代表取締役 丸山雅史 外二十五者